# 平成21年2定 文教常任委員会

# 此村委員

100年に1度と言われる経済危機でございますが、各企業では人員削減の取組が加速しておりまして、連日テレビ等でも報道されているところであります。こうした人員削減では、高校卒業予定者の新規採用が真っ先に絞られる傾向があり、各学校、高校では就職指導に御苦労されているのではないかと考えております。そこで県立高校の就職定員について、何点か伺います。

まず、県立高校の就職について、最も新しい状況を昨年度との比較を含めてお願いしたいと思います。

### 高校教育課長

県教育委員会が調査した結果で、平成20年12月末現在、就職希望者でございますが、 全日制が3,952人、定時制が330人、合計で4,282人でございます。

これは、卒業予定者の割合でございますが、全日制が12.0%、定時制が40.7%、合計では12.7%となっております。昨年と比較し、数で申し上げますと、若干就職希望者が減少しているという状況でございます。

また、同じく12月末現在の就職内定状況でございますが、全日制が3,250人、定時制が114人、合計で3,364人となっております。割合で申し上げますと、全日制では就職希望者のうち82.2%、昨年ですと84.6%でございました。定時制で34.5%、昨年ですと41.1%、合計では78.6%の生徒が12月末現在で就職が内定しているという状況でございます。昨年度は、合計で81.4%でございましたので2.8ポイント減っている。こういう状況でございます。

また、昨年度は調査しておりませんが、平成21年1月末現在の就職内定状況を県立高校で調査をした結果では、全日制が3,387人、就職希望者のうちの87.1%、定時制が127人、就職希望者のうちの40.4%、合計で3,514人でございます。

合計では83.6%ということで12月時点よりも内定者が増えている。こういう状況でございます。

#### 此村委員

いろいろと学校関係者等の皆様の御苦労もあって、努力の結果がここに見えているのかなと、こういうふうに思うわけでありますけれども、反面、内定取消しの問題があります。 文部科学省も把握に努めており、新聞等にも出ておりましたけれども、本県の県立高校生における状況はどのようになっているかお聞かせいただきたいと思います。

### 高校教育課長

県立高校における就職の内定取消し、2月24日現在でございますが、4社、6校、8人となっております。その理由は、いずれも業績不振ということでございます。

そのうち7人の生徒は、他の事業所から既にその後の就職指導等により内定を受けまして、現在この8名のうちの1人の生徒だけが現在もまだ就職活動中、こういう状況でございます。

# 此村委員

そこで、この内定取消しのほかに条件変更という、そういった問題もあるんだろうと、 こういうふうに思うわけでありますが、その点はちょっと把握の方が難しいのかなと思う んですが、把握されていたら、その辺の実態をお聞かせいただきたいのと、そういうことに対して、恐らく今年度はあと1名と、こういうところまできているわけでございますが、来年度も引き続き不況が続く、こういうふうな状況でございますので、こういう場合、今までどういう御苦労をされてきたのか、これからこういうことが起こり得るということについて、どのように学校を指導といいますか、支援していくのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

# 高校教育課長

内定取消し以外にどういうことがあったかということでございますが、数は正確に集計しておりませんので、ちょっと今日はお答えできませんが、例えば、初任給は幾らということが求人票に載っているわけでございますけれども、この不況、経済悪化に伴って、例えば給与を 10%カット、15%カット、こういうことが起きていることは事実でございます。数はそれほどまだ多くはないんですけれども、起きているというふうに聞いております。

また、今こういう状況の中でどういうふうに支援していくのかということでございますが、まず、私ども毎年9月と2月に県内の経済団体に雇用要請を行っております。今年度につきましては非常に厳しい雇用情勢をかんがみまして、9月に引き続き、前倒しで昨年末の12月8日に、知事及び神奈川労働局長による雇用の維持等の緊急要請行動が行われました。また、県教育委員会と知事部局の商工労働部、それから、私学の高校を抱えております県民部とが連携し、新規高等学校卒業者の雇用に関しまして、神奈川県の経営者協会、神奈川経済同友会、神奈川県商工会議所連合会、神奈川県中小企業団体中央会の4団体を直接訪問して雇用要請を行いました。

これに加えて、その他 10 の経済団体、神奈川県中小企業経営者協会等には文書による 雇用要請を実施いたしました。今後も就職内定状況などの推移を見ながら必要があれば、 再度、商工労働部、県民部と連携して、県内の経済団体等に雇用要請をしていきたいとい う考えでございます。

また、3月下旬に就職支援、職業紹介の円滑な推進を図るため、神奈川労働局、県教育委員会、県民部、商工労働部、県立高等学校の代表者、産業界の代表による高校生就職問題検討協議会を開催し、その時点での現状把握、情報交換、諸課題に関する検討、協議、対策等について協議を行う、こういう予定になっております。

#### 此村委員

県立高校における就職の進路指導、こういうことでキャリアアドバイザーというのが平成 18 年度から行われているわけでございまして、来年度から就職指導支援員、これを緊急雇用創出事業の一環として予定をされている、こういうことでございますが、当然キャリアアドバイザーについては、平成 18、19 年度と、今日の経済状況、就職状況もガラッと変わっているわけでありますが、どのような形で確保して、どのように対応されていくのか。それともう一つ、就職指導支援員、これは緊急雇用創出事業の一環として行われる、こういうことで、一つは失業されている方を雇うということで就業対策ということの意味合いもちろんあるわけであります。今までやってきた中では、短期であると、6 箇月間であるということとか、週 3 時間とかということで、募集をしても必ずしもこちら側の意図に沿った形では応募されてこない。こういった状況もあるわけでありますけれども、その辺の見通しも含めて、どのような活動をやっていくのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

### 高校教育課長

まず、キャリアアドバイザーでございますが、キャリアアドバイザーは全校配置ではご

ざいませんで、各地区に1名ないしは2名を拠点校を決めて配置しております。その地区の中で、これまではインターンシップ促進のために、インターンシップを受け入れてくださる企業開拓、主にこれが中心の業務でございました。特に、一般の普通科、いわゆる学年制の普通科のインターンシップの推進がどうしても遅れていたことがございまして、そこら辺の啓発等も担っていただきました。しかし、そればかりでなく、当然、就職の指導ということで、個別の指導もやっていただいた経緯もございます。その地区の学校を要請があれば回って、就職に対する心構え等々についてもお話をしていただいた、ということもございます。

来年度もキャリアアドバイザーを配置する予定となっておりますが、来年度はインターンシップは当然のことでございますが、この経済不況もございますので、就職指導の方にもやはり力を入れていかなければいけないということで、そこら辺はキャリアアドバイザーを集めた連絡会議もございますので、年度当初ですが、その時点できちんとやっていきたいというふうに考えております。

次に、お尋ねの緊急雇用創出事業における教員補助者配置事業等でございますが、こちらにつきましては、まず、どのくらいの応募の見込みかということでございますが、各学校が必要な事項を定めましてハローワークを通じて募集をいたします。

恐らく以前の教員補助者事業でも、応募はそれなりの数がございましたので、今回は更に経済事情が以前に比べて悪化しておりますので、応募が増えるというふうに見込んでおります。

この教員補助者の中で、事業所に対する雇用要請、あるいは就職希望の生徒への面接指導、あるいは求人票の整備など、教員の就職指導の業務を支援する就職指導支援員を就職希望の生徒の多い学校、あるいは就職内定率が芳しくない学校、約70校程度に1名ずつを、通常の教員補助者、教員補助者は全校に配置するんですけれども、これにプラスして配置したいというふうに考えております。

このほか、全校に配置する教員補助者についても学校長の判断で、主に進路指導、就職 指導支援を担う者に充てるということも可能にするようにしたいと今考えているところで ございます。こういった補助者事業につきまして、どういう方が来られるか、これからで ございますが、これまでの豊富な社会経験等に基づきまして、生徒の就職に対して支援が 期待できるというふうに考えているところでございます。

#### 此村委員

今、お話を頂きましたが、いずれにしてもキャリアアドバイザー並びに就職指導支援員の活動といいますか、役務といいますか、そういったものを十分発揮できるように、それとまた非常に刻々と経済状況、必ずしも先がまだ見えないという中で、きめ細かい指導をしていただいて、就職状況が良くなっていればいいんですが、有効に制度が活用、役割が発揮できるようにということを要望しておきたいというふうに思っております。

また、就職をしても、今までもそうなんですが、高校であろうと大学であろうと、就職をしても離職率が非常に高いということで、これは今日大きな問題になっているわけでございます。ここでは高校生の卒業後ということに限って議論をしていくとするならば、自らの都合で辞める場合もありますし、リストラ等で辞める場合もある。自ら辞める方の方が多かったんだろうと思うんですが、それに加えてリストラ等で辞めるケースがここに加わってくる。こういうことが懸念されているわけでございますが、そうした場合に、その人たちがどこに行けばいいのか、それはハローワークに行けばいいんだと、こういう話になってくるわけですが、なかなか若い人がハローワークといっても行きにくい。これはかつて女性がハローワークに行きにくいから、女性専用のハローワークをつくるべきだというふうに、我々提案してつくったわけでありますけれども、若者の支援窓口も一応横浜に

できてはおりますけれども、いずれにいたしましても、なかなか行きにくい。そうすると、高校に相談に行く、このようなことになってくるのではないか、やっぱり学校の先生のところは相談しやすい、こういうことになってくるという可能性も大きいわけでございます。そうした場合に、どのように学校として対応されるのか、体制が整っているのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいというふうに思います。

# 高校教育課長

県立高校を卒業した方、あるいは中途退学の方もそうですけれども、自分が在籍していた学校を頼って相談に来た場合、現在でも相談に乗ったり、就職先を可能であれば紹介したり、できる限りの対応はある程度しているというふうに聞いております。どこの学校にも、今は名前が変わっている学校もありますけれども、いわゆる昔の進路指導室、そこに進路指導担当の教員がおりますので、事前に連絡を受ければ対応はある程度しているというふうに聞いております。経済情勢の悪化に伴いまして、失業する卒業生というのも、これから出てくることも予想されますので、そうした方々が相談に来た場合は、きちんとした対応をするように、私どもの方から学校に対して改めて指示をしていきたいというふうに考えております。

しかしながら、学校の教員は、現在在学中の生徒への指導、これがやっぱり根幹でございますので、それがどうしても優先されるということから、先ほどお答えさせていただいた就職指導支援員の業務に卒業生等の就職相談、就職指導の支援を加え、相談に来た方に少しでも役立てるようにしてもらいたいというふうに考えております。

# 此村委員

卒業生が来た場合は、このようにきちっと対応しなさい、こういうことはやります、こういうことでありますが、問題は失業した卒業生がどこに相談に行ったらいいのか、先ほど課長より御答弁ありましたように、学校では現役の生徒を優先せざるを得ないから、どうしても卒業した人に、別にないがしろになるということではないんでしょうが、なかなか手が回らない。学校に行ってみたら、若者就労支援センターに行けという程度のことしか言えないというような状況であってはいけないと思うわけであります。一つはきちっとした体制を学校なり、県立高校であるならば、県教委の中でつくるとか、そういった事態になったときには、こういったものがあって、こういった相談体制であるからそちらにいらっしゃい、ということを卒業生の皆さんに周知をすることが大事なわけでございます。いざとなったら相談に行けるところがあるという安心感、そして、実際に相談に行ったらそれぞれ対応してくれる。学校と教育委員会やそのほかの窓口といろいろと連携をとり、職安とかそういったところとも連携をして、一生懸命動くということが必要ではないかというふうに思うわけですが、どのようにお考えでしょうか。

# 高校教育課長

御指摘のとおり、卒業しても、母校に来れば相談できるということを卒業生の方に十分 周知を図ることは、非常に大切なことだというふうに考えております。

そのため、県教育委員会、各学校のホームページにそういった情報を掲載するとともに、 同窓会とも連携して広報するなど、既に県立高校を卒業した方々への周知も図っていきた いというふうに考えております。

また、これから卒業していく生徒に対しまして、毎年、卒業式の日に、県教育委員会が作成しておりますリーフレット、「高校を卒業していく皆さんへ」を配付してございまして、例えば労働法規に基づいた労働条件、あるいは基本的な知識、就職を含めました公的な窓口の紹介など、これから働くに当たって、就職する方、しない方、進学する方も将来

職に就くわけでございますので、知っておくべきことや、母校にも相談できることを併せて載せております。このリーフレットの問い合わせ先が、高校教育課、私どもとなっておりまして、一時的な対応、なかなか学校にいきなり電話というのは難しい場面もあるかもしれませんので、窓口を高校教育課にしております。私どもの方で一時的に受けまして、相談内容に合った相談窓口を紹介する。あるいは卒業した高校の進路指導の方につないでいくというような取組を今後充実させていきたいというふうに考えております。

### 此村委員

その充実の内容、どのように充実させていくか、こういうことでありまして、今の答弁 だと、学校に来れば今までの担当者がいろいろと相談に乗りますと、こういうことであり ますが、恐らく工業高校とか、そういうところではいろんなお話をお伺いすると、相当べ テランの先生もいらっしゃる半面、不得手な先生しかいないような高校もあるように聞い ております。ベテラン先生がいる高校は、相談に乗りやすい、何とかしやすいけれども、 そうでない高校はどうなんだ、こういうことではいけないのであって、教育委員会では、 どこの高校であろうと、とにかくきちっとそういった相談を受けた場合は相談に乗り、そ れを解決できる方向で指導していく、このような平準化といいますか、公平化といいます か、そうしたことは必要なんだろうと思います。したがって、高校に任せますということ ではなくて、そういった得意な先生がいようが、いまいが、きちっとこの神奈川県の県立 高校の卒業生については、セーフティネットという形で対応する。こういう体制が私は必 要ではないか。このように思います。今の御答弁だと、そういう体制までつくるとか、検 討するのかということではなくて、学校を指導するといいますか、学校に相談に来るよう に言って、周知してありますよというような程度の、程度のと言ったらおかしいんでしょ うけれども、そういうお話でありますが、もうちょっときちっとした体制を私は検討して つくっておくべきだと思います。それが仮に機能しなくなるようになれば一番いいわけで ありますが、こういった不況が続いたり、また、不況だけではなくて、何というんですか、 就職をしてもすぐ辞めてしまうという近年の若者の就職に対する意識とか、状況の変化と かそういうものを考え検討してやっていく必要があるのではないかなと思いますが、どう でしょうか。

# 高校教育課長

御指摘のとおり、そういう体制というのは当然必要だと思いますし、今回、このリーフレットの窓口を私ども高校教育課にしたということは、そういう意味もございます。これを担う窓口は、基本的にまずは指導主事でございますけれども、これまで就職指導を長年手掛けてきた、そういう者が一時的な窓口になりまして、学校とつなぐということ、学校とつなぐということは、当然学校の中で体制ができていなければ、これはつないでも意味がないわけでございますので、そこの辺りをきちんした形で体制づくりをして、教育委員会と学校がきちんと連携した形で支援をしていきたいというふうに考えております。

また、窓口の明確化、学校のどこが窓口となるのか、先ほど進路指導室と申し上げましたけれども、その辺りもきちんとした形で周知できるように、今後徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

### 此村委員

是非お願いしたいと思っております。今、課長からの御答弁、こういった答弁の中身が 県立高校の隅々まで、担当する教員の一人一人まで全部徹底されて、頭に入れて、生徒と 接すること、こういうものがあるんだということを卒業生にきちっと周知徹底されていく、 みんなが知っている。何かあったときには、そこに行けばいいんだという、こういったこ とが大事でありますので、必要な取組を重ねてお願いしておきたいというふうに思います。 次の質問に入りたいと思いますが、部活動を支援する人材バンクについてということで、 お伺いしたいというふうに思っております。

度々この常任委員会でも、いわゆる部活動における指導者不足、指導者探しということが大きな議論になっているわけでありますけれども、東京都が部活動顧問の不足などに対応するため教育人材バンクの創出に向け動き出した、こんな記事も載っていたわけであります。本県も東京都と同じように、指導者不足により部活動が廃部や休部に追い込まれることがないか心配しているわけでありまして、そこで部活動の状況等について、何点か伺いたいと思っておりますが、まず、本県における部活動の部員数や設置状況について御説明願います。

### 保健体育課長

まず、入部率でございますけれども、平成20年度の公立中学校のうち64.3%が運動部に、20.8%が文化部に入部しております。全日制の県立高校生のうち、42.7%が運動部に、22.6%が文化部にそれぞれ入部しており、中学校も高等学校も入部率はわずかずつではありますけれども、上昇傾向にございます。

次に、設置部数の状況でございますけれども、平成20年度の公立中学校における運動部活動の設置部数は5,384部で、ここ数年大きな変化はございません。高等学校では、平成20年度の全日制の県立高校における運動部の設置部数が1,993部、文化部が1,472部で、ここ5年間は、生徒数、学校数の減少に伴いまして、緩やかに減少傾向にあります。

# 此村委員

廃部や休部になれば、指導者不足も逆説的に言えば解消するわけでございますが、むしろこの原因ですよね。子供が減ったからだという、こういう原因と、それから、どうしてもやりたいんだけれども、指導してくれる人が見付からないということで、時々テレビで出ますけれども、そういった原因と両方相まって、こういうふうになっております。その辺の傾向は、どのような状況なんでしょうか。

#### 保健体育課長

部活動の顧問の現状でございますが、各学校の教員が担当しておりまして、日常の練習の指導に加えまして、休日には試合、大会等に出場する生徒の引率なども行っております。また、最近では生徒のニーズも多様化いたしまして、より高い技能を目指す生徒、それから、仲間と一緒に楽しむというので入部してくる生徒も多くいることから、より専門的な指導、そして、生徒の個々に応じたきめ細かい指導が求められております。

しかし、部活動の専門的な技術指導のできる顧問の割合は、中学校でおよそ 70%、それから、高等学校では 60%となっており、必ずしも顧問が専門的な指導力を備えているというわけではございません。

#### 此村委員

いつかの常任委員会でも、議題になっておりましたけれども、指導する教員が不足をしているということと、せっかくそこの学校で実績を上げ、なじんでいても、転勤等によって顧問がほかの学校に行ってしまう。こういうようなことを踏まえ、様々な状況が考えられるわけでありますけれども、そうした中で、今後、安定的に部活を指導していただくために外部の指導者の活用ということも考える必要があるというふうに思いますが、お話をお聞かせいただきたいと思います。

### 保健体育課長

委員お話しのとおり、顧問だけでは専門的な指導を十分に行っていくことができないために、現在、外部指導者の活用等の支援は県の方でもさせていただいております。県立高校では、各学校がそれぞれの実情に応じまして、競技経験、それから、指導経験を有する部活動のインストラクターを配置しております。このインストラクターは、知識、技能、体力などを勘案しまして、校長が選考しております。このインストラクターが顧問教師と協力しながら、専門的な知識、技術指導を生かして、部活動の指導に当たっております。

また、公立中学校では、すべての市町村で地域の人材を活用しまして、専門的指導ができるような取組をしているということでございます。

# 此村委員

状況は分かりましたけれども、今後そういった外部指導者の人材バンクといいますか、 そういうことをやりたいと希望される方も当然大勢いらっしゃるんではないかと思います。 それと、ある校長さんは人脈が一杯あって、どこかに声を掛けて連れて来られる。そうい う学校の先生や学校がある反面、なかなかそういったところの人脈がなくて、人材探しに 苦労している、こういう学校も当然あるんだろうというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、学校、県教委として、どこの学校も公平に状況的には まんべんなく、そういった人材を求めたいというときに、人材を派遣してもらいやすいよ うな、そういった見付かりやすいような状況をつくるということも、大変重要な県教委と しての役割ではないか、こういうふうに思うわけでございます。

そうした中で、東京都が人材バンクを設置する。こういうことは大変理にかなった施策かなと、私はこのように思っているわけでありますけれども、そうした意味から安心して部活動ができる支援体制の整備、こういうことが神奈川県でも必要ではないかというふうに思いますが、どのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

# 保健体育課長

専門的指導力のある外部指導者を学校の実情に応じて配置するということは、部活動を活性化する上で大変重要というように考えております。委員お話しのように、専門的な指導力のある外部指導者の情報を学校に対して提供できるようなシステムを整備することは、大変有効であるというように考えております。東京都と同じように、神奈川県は学校にお任せして人材を発掘していただいているという現状でございますので、今後、外部指導者にかかる情報を整備いたしまして、学校の要望に応じて提供できるようにするための支援体制の充実を研究させていただきまして、早急に体制の整備に入っていきたいというように考えております。

#### 此村委員

是非、できるだけ早くそういった体制が出来上がることを要望しておきたいと思います。 次に、障害者雇用についてでありますが、これは昨年6月の常任委員会におきまして、 質問をさせてもらいましたが、その後どのようになったのかお聞きしたいというふうに思 っています。

県教委の平成19年度、6月1日現在の障害者雇用率は、1.45%でありまして、昨年6月1日現在の障害者雇用率の具体的な数字はどのようになったのか、また、他県の障害者雇用率の状況はどうか、それと、障害者雇用率を上げるために、これまでどのような取組を行ってこられたのか、併せてお聞かせをいただきたいと思います。

### 行政課長

神奈川県教育委員会の障害者雇用率、平成20年6月1日現在の雇用率は1.46%でございまして、0.01ポイント上がったということです。法定雇用率は2.0%で、いまだ0.54%下回っているということですので、不足数は125人というふうになっている状況でございます。

障害者雇用率の内訳につきましては、県立の高等学校、特別支援学校及び教育委員会事務局につきましては、2.64%ということである一方、小・中学校といった市町村立学校につきましては、0.54%といった低い水準にある状況でございます。

他県の障害者雇用率についてでございますが、昨年11月20日に厚生労働省より、障害者雇用の状況の発表がございました。2.0%の法定雇用率が適用される都道府県の教育委員会に在職している障害者数というのは、8,767人ということで、実雇用率は1.58%ということで平成19年度と比較しまして、0.07ポイント増加したという状況を聞いております。

障害者雇用率を達成した都道府県教育委員会は、平成19年度では大阪府と京都府であったんですけれども、平成20年度につきましては、新たに奈良県、和歌山県が加わったということで4府県が2.0%を達成したというところでございます。

次に、障害者雇用を上げるための取組でございますけれども、これまで教育委員会といたしましては、小・中学校及び県立高校の教員、事務職員について選考を行っている中で、まず一つとして、教員採用試験における身体障害者の特別選考を実施するとか、あるいは身体に障害のある人を対象とした行政事務職員でありますとか、平成20年度から学校事務職員についても募集し、採用するというような対応をしております。障害者団体に対して周知とか、そういった募集の広報もやっておるところでございます。

このような取組を行っていたところでございますけれども、先ほど申し上げましたように、1.45%から、1.46%ということで、ほぼ横ばいの状況となっていることでございます。

6月の常任委員会で委員からお話がありましたように、本県教育委員会における障害者 雇用を推進するために、昨年 10 月上旬に障害者雇用推進会議というのを立ち上げまして、 障害者雇用の取組方針を検討しているところでございます。

会議の構成員でございますけれども、教育委員会全体の取組という視点でございまして、 副教育局長を座長といたしまして、教育委員会の各課長、教育事務所長の代表、それから、 県立高校の校長会の代表、そして、横須賀市、鎌倉市、寒川町の市町村教育委員会が参画 する形の構成となっております。

また、推進会議の下にワーキンググループを設置させていただきまして、実際、障害のある教員の配置では、やはり市町村教育委員会との調整が必要であるということを踏まえまして、教育事務所の副所長全員を構成員、そして、市町村教育委員会の課長にも参画していただきまして、実務担当者が教育現場の実態を踏まえて率直に意見交換ができるようにといったような実効性のある、障害者雇用の取組となるよう検討を行っているところでございます。

9月29日に準備委員会を設立した後、10月から12月にかけて、推進会議ホームテーブルについて1回、それから、ワーキンググループについては4回開催し、検討したところでございます。

### 此村委員

そういった会議をつくっていただいて取り組んでいる。こういうことでございまして、 それなりの評価をしたいと思っております。いずれにいたしましても、これは教育長自ら が大変強い決意で臨まれた定例会で目標達成に向けての取組を述べていただいたわけでご ざいます。目標達成に向けてどのようなスケジュールで取り組んでいくのか、当然、目標、 いついつまでに、そのために、来年は再来年はどうするというような、その辺をお聞かせ いただきたいというふうに思います。

### 行政課長

教育委員会内の先ほどの障害者雇用推進会議での議論を踏まえまして、現在、障害者雇用を推進するための取組方針の骨子について取りまとめを行っているところでございます。これにつきましては、本年度中に取組方針の骨子をまとめたいというふうに考えております。その取りまとめた方針に基づきまして、障害者雇用率の向上のための取組を、今後計画的に実施したいというふうに考えておりまして、国の障害者採用計画の計画期間は3年ということでありますので、できる限り計画期間内に成果を上げていきたいというふうに考えているところでございます。

現在検討している障害者雇用の取組等の骨子の概要でございますけれども、一つとして、 市町村教育委員会と連携した取組をしたいというふうに考えております。障害のある教職 員の配置に当たりましては、各市町村教育委員会の障害者雇用の状況に応じて均衡のある 配置を行う必要があるというふうに考えております。この配置に当たりまして、そのため に今年度内、もしくは平成21年度当初に、障害のある教職員の就業状況をより正確に把 握するための調査、そういったものを行いたいと思っておりますし、市町村学校等の施設 整備の状況についても調査を行いたいというふうに考えているところでございます。

また、障害者雇用率の向上のためには、多くの障害者を採用する必要がありますので、 教員採用については平成21年度実施の試験から、より効果的な採用選考の方法につきま しても、検討したいというふうに考えております。社会人で教員資格を持つ障害者につい ても、臨時的任用職員でありますとか、非常勤職員など多様な雇用形態によります雇用に ついても検討したいというふうに考えているところでございます。

# 此村委員

今の御答弁ですと、3年を目どに、という力強いお話を頂きました。

あと、0.54%、数字で言えばこのようになるわけでありますが、この達成することの意味ということについては、以前にも申し上げましたけれども、いわゆる障害者の社会進出という、そういったあらゆる分野といっていいほど、いろんな分野で障害を持っている方でも進出できるんだ、そこで働けるんだ、これが一番私は大きいんだろうというふうに思っております。

それと、さらに今度は自分が尊敬する先生が障害を持っている、そういう先生に学んだということが、これは非常に障害者の皆様に対する見方といいますか、ノーマライゼーションといいますか、そういったことを一層推進するわけであります。

それと、国が定めた法律といいますか、法律で定められたものに違反をしているということは、非常に強い響きがあります。いずれにしても、それを達成できていないということの県教委としての社会正義が問われる問題である、こういうことで前回も申し上げたわけでございますが、今、お話がありましたように3年を目どに達成する。こういうお話でございますので、それに強く期待いたしまして、私の質問は終わりたいと思います。